

「保育の質」って、何ですか？

理事 佐田 義輝



ここ数年、年を追うごとに都市部の保育園入園待機児童が増加しております。国の政策としても待機児解消が掲げられ、各々の自治体においても、規制緩和や保育園の増設を行い、1人でも多くの児童が保育園に入園できるよう、対策を講じています。また保育士をはじめとする職員待遇についても、待遇改善等の加算やキャリアアップ補助金等の施策により、職員給与は改善されています。一方、マスコミ報道等により「保育士の給与水準は低い」と喧伝され、保育士養成校に入学する生徒数が減少していると聞いています。都市部において、今後も保育園が増設あるいは、入所定員の増加が図られています。そうすると、現在でも難しくなっている保育士採用がますます困難になっていくことも懸念されます。私達は常に「保育の質が下がらないように」「保育の質が大切です」と申し上げますが「保育の質」とは、具体的にどうしたことなのでしょうか。子ども・子育て新制度への移行により、概ね7：30～18：30の11時間保育が、保育標準時間として定めされました。各園によって状況は異なると思われますが、夕方17：00以降70%を超えるご家庭が保育園を利用されていると思われます。0歳児、1～2歳児、3～5歳児と、児童の年齢も多岐に分かれ、複数の保育室で保育しているのが現状だと思います。保育士をはじめとする職員は、労働基準法に定められた1日の労働時間を順守する必要がありますので、この時間帯の保育は、早番遅番の保育士と非常勤保育士、もしくは無資格保育助手を配置しているのが現状です。その早番遅番勤務に携わる常勤保育士も国が定める保育士配置基準では、4～5歳児などが歳児別に保育士の配置ができません。朝方保育、夕方保育の保育の質を確保するためにも、歳児別に複数の保育士の配置ができるような基準に改善してもらえないかと考えます。最近の保育事故を見ますと認可外施設で保育事故が発生するケースが多いように思われます。「保育の質」を考えた場合には、早番遅番保育にも対応できるように、複数の保育士配置が必要ではないかと思います。

また、保育士待遇面ですが、現在待遇改善加算や、キャリアアップ補助金をいただき、保育士給与の待遇改善が行われております。しかしながら、公定価格に含まれる保育士単価は、充前の行政職（二）の給与表に基づいて算出されていると思われます。この給与表は現業職員の給与を定めたものと伺っております。現在では保育を必要とする要望も高まり、保育士も多く必要となっております。また0歳から6歳と、成長段階の重要な時期に、児童を預かる保育園の役割も重要であると思います。保育士待遇を教育職である小学校教諭の待遇に準ずる形に改善してもらえないかと考えます。現在、保育士資格を取得しても保育士として就職しない方も多くおられるようです。保育士の社会的地位向上を図れるような根本的な改善をお願いできないものでしょうか。私達はこれからも保育施策向上のために進んで行きます。是非幼い子ども達が「大きくなったら保育園の先生になる」と言えるような、大きな夢を持って保育士として就職できるような、保育制度をつくりあげていただきたいと思います。